

令和6年11月20日

課名	人権・男女共同参画課
担当	角田 ・ 田淵
内線	2925・2921
直通	086-226-7406

お知らせ

第57回岡山県人権政策審議会を開催します

県では、人権政策に関する重要事項についての調査審議を行うため、人権問題に関し学識経験を有する者で構成する「岡山県人権政策審議会」を設置しています。

第57回岡山県人権政策審議会を次のとおり開催しますので、お知らせします。

記

1 日時

令和6年11月27日（水）10：00～12：00

2 場所

サン・ピーチOKAYAMA（岡山市北区駅前町2-3-31）

3 議題

- （1）人権問題に関する県民意識調査中間報告（暫定版）について
- （2）第5次岡山県人権政策推進指針の見直しについて

4 その他

- （1）会議は原則として公開します。
- （2）傍聴人数は10人（先着順）とします。（報道関係者を除く）
- （3）傍聴受付は9時30分から9時50分まで会場入口で行います。
定員になり次第、受付を終了します。

岡山県人権政策審議会委員名簿

任期:令和6年3月17日～令和8年3月16日

委員名	役職等	備考
あおき よしのり 青木 美憲	国立療養所邑久光明園園長	
いせり まさふみ 井 芹 聖文	就実大学准教授	
おおつか ゆういち 大塚 祐一	就実大学准教授	
かわしま さとし 川島 さとし	放送大学教授	
くき た のぶゆき 莚 田 信之	弁護士	
こんどう り え 近藤 理恵	岡山県立大学教授	
しんどう たか こ 進藤 貴子	川崎医療福祉大学教授	
すみだ みどり 角 田 みどり	元 中国短期大学教授	
たむら く み 田村 久美	川崎医療福祉大学准教授	
つつい よしとも 筒井 愛知	就実大学非常勤講師	
なかしま ただお 中島 唯夫	岡山県精神科病院協会理事	
ひらまつ みゆき 平松 美由紀	姫路大学教授	
みつのぶ ただひこ 光延 忠彦	島根県立大学教授	
やくしじ あき こ 薬師寺 明子	美作大学教授	
よしだ しんご 吉田 真悟	岡山県人権教育推進委員会委員	

※五十音順

会議開催案内（公開）

岡山県人権政策審議会を、次のとおり開催する。

なお、公開の場合においてこの会議の傍聴を希望する方は、次に定める手続きに従って傍聴するものとします。

令和6年11月20日

岡山県人権政策審議会

1 開催日時

平成6年11月27日（水）10:00～12:00

2 開催場所

サン・ピーチOKAYAMA（岡山市北区駅前町2-3-31）

3 議題

- （1）人権問題に関する県民意識調査中間報告（暫定版）について
- （2）第5次岡山県人権政策推進指針の見直しについて

4 傍聴定員

10名

5 傍聴手続

- （1）傍聴希望者は、上記の開催予定時刻30分前から10分前までに会場にお越しください。会場で受付を行いますので、氏名と住所を記入してください。
- （2）受付開始時間は当日9時30分からです。
- （3）傍聴の受付は先着順に行い、定員になり次第終了しますので、ご了承ください。

6 その他

出席委員の3分の2以上の多数により会議を一部非公開とすることがあります。

傍聴に際し配慮を希望される場合、お申し出ください。

（拡大した資料の提供、資料の拡大閲覧のためのiPadの貸与、介添人の同行など）

7 問い合わせ先

岡山市北区内山下2-4-6

岡山県県民生活部人権・男女共同参画課人権施策推進班

電話：086-226-7406

FAX：086-234-5924

8 ホームページのアドレス

<https://www.pref.okayama.jp/soshiki/355/>

傍 聴 要 領

岡山県人権政策審議会

1 会議の公開

会議は原則として公開ですが、委員の3分の2以上の多数により会議を非公開とすることを決した場合は、非公開となります。なお、会議中に非公開とする議決があったときは、傍聴者は速やかに退場してください。

2 傍聴する場合の手続

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、会議開始30分前から10分前までの間に会場受付で氏名及び住所を記入し、審議会の会長の許可を得たうえで、事務局の指示に従って会場に入室してください。
- (2) 傍聴の受付は、先着順で行い、定員（10名）になり次第、受付を終了します。なお、会場の都合等により、定員は減数することがあります。

3 会議の秩序の維持

傍聴者は、会議を傍聴するにあたっては、係員の指示に従ってください。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、傍聴することができません。

- (1) 酒気を帯びていると認められる場合
- (2) 会議の妨害となると認められるものを携帯している場合
- (3) その他会議の公正かつ円滑な運営を妨害するおそれがあると会長が認めた場合

4 会議を傍聴する場合に守っていただく事項

傍聴者は、会議を傍聴する際は、次の事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は、みだりに傍聴席を離れないこと。
- (2) 会議開催中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により、言論に対して公然と可否を表明しないこと。
- (3) 私語、騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと。
- (4) 会場において、飲食又は喫煙を行わないこと。
- (5) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、あらかじめ審議会の会長の許可を得た場合はこの限りではない。

(6) 携帯電話等電子機器を用いて、外部との通信や配信等を行わないこと。

(7) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

5 違反に対する措置及び退場

上記に違反した場合、会長は係員に直ちにその行為を中止させるよう指示しますが、その指示に従わない時は、退場していただきます。

6 その他

上記のほか、会議の傍聴に関し、別に指示があったときは、それに従ってください。